

地域おこし協力隊成果報告会の開催

地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化を図るため、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において都市住民を受け入れ、農林漁業の応援や住民の生活支援など各種地域協力活動に従事してもらいながら、受け入れ地域への定住・定着を図る制度です。

現在、大洲市では4人の地域おこし協力隊が地域活性化活動を行っていて、日頃の活動について報告会を開催することとなりました。どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

報告会開催概要

【日時】

3月15日(金) 午後2時～

【場所】

大洲市役所2階大ホール

【内容】

各隊員による活動内容の報告

【参加料】

無料

協力隊の活動内容

【河辺地域】

地域団体「河辺の未来を考える会」のメンバーとして、特産品の開発やグリーンツーリズムの受け

入れなどを行っています。

【肱川地域】

地域団体「肱川プロジェクト」と一緒に、地域資源を活用した特産品の開発や主要産品であるしいたけの生産に取り組んでいます。

【観光振興全般】

肱南エリアにある古民家の保全と利活用、訪日外国人受入体制整備や地域DMO「キタ・マネジメント」の一員として活動を行っています。

大洲市地域おこし協力隊では、SNSを活用し、活動内容や地域の情報を発信しています。隊員の活動をぜひご覧ください。



Facebook



instagram

また、地域課題の解決などで地域おこし協力隊を導入したい自治会や地域がありましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

地域活力課 ☎99989

大洲少年少女合唱団 創立50周年記念演奏会

元団員や大洲ライオンズクラブ、賛助出演のみなさんと創立50周年を記念した演奏会を実施します。入場無料ですので、ぜひお越しください。

【日時】 3月16日(土) 午後1時30分～
※開場：午後1時

【場所】 大洲市民会館大ホール

【内容】

「未来へのレシピ」、「あすという日が」、「ほらね」、「宇宙戦艦ヤマト」ほか

【賛助出演】

- ▽伊予銀行合唱団
- ▽大洲農業高校吹奏楽部

【友情出演】

大洲市立久米小学校 5、6年生 (有志)

【問い合わせ先】

大洲少年少女合唱団事務局 (二宮) ☎24-2127

第31回 溪流つり大会

清流河辺川で第31回溪流つり大会を開催します。溪流釣りの醍醐味、大物アメノウオの手ごたえを楽しめるかもしれません。釣り上げた魚(アメノウオ・マス)の大きさで、順位を決定します。

なお、釣りざおや餌などは各自でご用意ください。ルアーは、使用できません。

【日時】 3月30日(土) 午前7時～
※当日受け付けします。

【場所】

河辺ふるさとの宿

【参加費】

- ▽大人 1,500円
- ▽子ども 500円 (中学生以下)



【主催・問い合わせ先】

大洲市観光協会河辺支部 (河辺支所内)
☎39-2111

「鯉のぼり」の寄付のお願い

大川鯉のぼり川渡し実行委員会では、毎年4月下旬から5月上旬までの間、子どもたちの健やかな成長を願い、大成橋上流の脇川に約200匹の鯉のぼりを泳がせる「鯉のぼり川渡し」事業を実施しています。

平成30年7月豪雨により、会場となる大川地区は甚大な被害を受け、事業の継続が心配されていました。しかし、地域住民の「復興に向け、地域一丸となって頑張っている姿を、地域外の人に見てほしい」との思いが一致し、今年も鯉のぼりの川渡し事業を行うことになりました。

実行委員会では、無償で譲っていただける鯉のぼりや吹流し、のぼりなどを募集しています。特に今回は、災害により川渡し事業に必要な資機材などが流失し、鯉のぼりなどの数も不足しています。いただいた鯉のぼりなどは、大切に使用させていただきますので、みなさんからの温かいご寄付を心よりお待ちしております。

なお、いただいた鯉のぼりなどの返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

また、例年5月3日に開催していた「大川鯉のぼり祭」については、大成橋の流出や旧大成小学校体育館、グラウンド、イベント会場などが被害を受けている状況から、今年は休止とします。

【募集期間】

4月19日(金)ごろまで

【設置予定期間】

4月28日(日)から

5月12日(日)ごろまで

【問い合わせ先】

大川公民館 ☎0200



第14期おおず女性塾塾生を募集します

おおず女性塾とは、活力あふれるまちづくりを進めるための人材育成と、いきいきとした男女共同参画社会づくりを目的とした、女性の学習の場です。

環境問題や福祉問題など、幅広い分野での男女共同参画に関する活動や学習を行います。女性のみならず、ぜひご参加ください。

【対象者】

市内在住の女性で、講座に参加できる人

※2期連続での入塾は不可

【活動期間】2019年5月～2021年3月

【定員】20人

※申し込み多数の場合は、抽選となります。

【申し込み方法】

下記にご連絡ください。申込書を送付します。

【問い合わせ先】

企画政策課男女共同参画係 ☎24-1728

(参考 第13期生の主な活動内容)

▽男女共同参画や市政についての講座

▽先進地視察研修

▽大洲市男女共同参画社会づくりセミナーの合同開催

▽男女共同参画社会づくり推進県民大会への参加

▽えひめ男女共同参画フェスティバルへの参加

など



軽自動車や原付バイクなどの 変更手続きを忘れていませんか

軽自動車税は、毎年4月1日時点での車両所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡や被災による廃車などがある場合や、災害や引越などにより車両の所在が分からなくなった場合は、お早めに下記の手続きを行ってください。

3月末日までに手続きが行われなかった場合には、継続して課税されます。年度途中で廃車などの手続きをしても、課税の取り消しはできませんので、ご注意ください。

※軽自動車税は、自動車税と異なり、月割課税制度はありません。

【問い合わせ先】 税務課収納係

長浜支所 ☎24-1711
 肱川支所 ☎34-2311
 河辺支所 ☎39-2112
 軽自動車検査協会愛媛事務所
 ☎050(3816)3124
 愛媛運輸支局
 ☎050(5540)2076

車種	手続き場所	必要なもの
125cc以下の小型バイク (原動機付自転車 など)	税務課 または 各支所	【廃棄】所有者・使用者・届出者の印鑑、ナンバープレート ※ナンバープレートがない場合は「解体証明書」の添付など 【紛失・盗難】所有者・使用者・届出者の印鑑 ※ナンバープレートがない場合は「遺失・盗難届出証明」の添付または「届出受理番号」の提出など 【名義変更】新旧所有者・新規使用者・届出者の印鑑 ※印鑑は認め印で可（シャチハタ使用不可）
小型のトラクターや農耕車、 フォークリフト など		
660cc以下の軽自動車	軽自動車 検査協会	軽自動車検査協会、運輸支局または車両販売店など にお問い合わせください。
125cc超の中型・大型バイク、 ボートトレーラー	運輸支局	

市税・公共料金などのコンビニ納付開始

平成31年4月から市税や公共料金などが、これまでの市役所窓口や金融機関窓口に加えて、全国のコンビニエンスストアでも納付ができるようになります。

【コンビニで納付できる市税・公共料金】

市税・各種公共料金名	担当課（問い合わせ先）
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）	税務課 ☎24-1711
介護保険料（普通徴収）	高齢福祉課 ☎24-1714
後期高齢者医療保険料（普通徴収）	保険年金課 ☎24-1713
保育料	子育て支援課 ☎24-5718
市営住宅使用料	都市整備課 ☎24-1759
簡易水道使用料	水道課 ☎24-3753
上水道使用料	
下水道使用料（農業集落排水含む）	

ご不明な点については、各担当課にお問い合わせください。

【納付できるコンビニエンスストア】（平成31年1月現在）

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、MMK設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア

【コンビニで納付できない納付書】

- ▽バーコードの印字が無いもの
- ▽1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ▽納付期限が過ぎたもの
- ▽破損などによりバーコードの読み取りができないもの
- ▽金額を訂正したもの
- ▽口座振替不能通知書、督促状

手話通訳者および要約筆記者
養成研修について

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話通訳者」および「要約筆記者」の養成研修について、次のとおり受講希望者を募集します。

手話通訳者Ⅰ

【研修期間】
2019年5月から2020年1月までの土日のうち、月1回

【場所】

今治市および宇和島市

【定員】

今治、宇和島会場とも20人

【対象者】

手話奉仕員養成講座（入門・基礎）の修了者または同程度の手話技術を有する人で、県内に居住または勤務する人



手話通訳者Ⅲ

【研修期間】

2019年8月から11月までの土日のうち、月1回

【場所】

松山市

【定員】

20人

【対象者】

手話通訳者養成講習会（通訳Ⅱ）の修了者または同程度の手話技術を有する人で、県内に居住または勤務する人

要約筆記者

（手書きコース、パソコンコース）

【研修期間】

2019年5月から2020年2月までの土日のうち、月1回～5回

【場所】

八幡浜市

【定員】

20人

【対象者】

県内に居住または勤務する人
※要約筆記奉仕員養成研修修了者は、補講コースを受講可能
手話・要約共通申込期間
4月3日（水）～5月8日（水）

【申し込み・問い合わせ先】

愛媛県視聴覚福祉センター
☎089（923）9093

ご家族そろってご加入ください

—平成31年度交通災害共済 加入申し込みのお知らせ—

交通災害共済とは、交通事故による被害者救済を目的とし、県内11市町が共同で実施している制度です。

少しの掛け金で加入することができ、請求手続きも簡単ですので、ご家族で万が一の交通事故に備えましょう。

【加入申込書の配布】

平成30年度に加入した人に対して配布します。

30年度は未加入で、31年度に加入を希望する場合は、申込書を送付しますので、お気軽にご連絡ください。

【加入申し込み方法】

最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口に参加申込書を持参し、掛け金を納付してください。

【加入資格】

4月1日（基準日）に大洲市に住民登録があり、市内に居住している人および共済加入者の被扶養者で、市外に居住している人

【掛け金】（1人年額）

▽大人 700円 ▽中学生以下 300円

【共済期間】

2019年4月1日から2020年3月31日まで

【適用となる交通事故】

共済期間中、国内の一般道路などで、自動車・バイク・自転車・車いすなどを利用している際の接触、衝突などの事故、または歩いていて、車などにはねられた場合に適用となります。

【見舞金を請求する場合】

請求方法についてご説明しますので、お問い合わせください。

※見舞金請求時には交通事故証明書が必要になりますので、必ず警察署に届け出てください。

【問い合わせ先】

危機管理課地域安全係 ☎24-1742
長浜支所 ☎52-1111
肱川支所 ☎34-2311
河辺支所 ☎39-2111

～市役所での手続きはお早めに～

保険年金課での手続き

国民年金

退職などにより、厚生年金の資格を喪失している場合は、転入先で国民年金加入の手続きをしてください。

国民健康保険被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

後期高齢者医療被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

医療費給付の受給者証

ひとり親家庭、子ども（乳幼児）、重度心身障害者医療費の受給者証は、転出手続きの際に返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】 保険年金課	☎24-1713
長浜支所	☎52-1113
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

高齢福祉課での手続き

介護保険被保険者証

65歳以上の人または40歳～64歳の人で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】 高齢福祉課	☎24-1714
長浜支所	☎52-1114
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

市民生活課での手続き

住民登録（転出手続き）

市民生活課または各支所で「転出証明書」を受け取ってください。

新住所に転入後、14日以内に転入先の市区町村役場で手続きをしてください。

※外国人住民も届け出が必要です。

【持参するもの】

- ▽運転免許証など本人確認ができるもの
- ※外国人住民の場合は、在留カード、特別永住者証明書（または外国人登録証明書）
- ▽認め印
- ▽住民基本台帳カード・個人番号カード（お持ちの人のみ）
- ▽印鑑登録証（お持ちの人のみ）
- ※代理人の場合、委任状が必要です。

【郵送による転出届】

- ▽申請者の住所、氏名、押印、電話番号（昼間の連絡先）
- ▽異動（転出）年月日
- ▽新住所、世帯主名
- ▽旧住所、世帯主名
- ▽異動した人の氏名
- 以上を記入のうえ、運転免許証など本人確認できるもののコピー、82円切手を貼った返信用封筒（宛先を記入）を同封し郵送してください。

【問い合わせ先】 市民生活課	☎24-1710
長浜支所	☎52-1113
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

子育て支援課での手続き

児童手当

転出手続きの際に、子育て支援課または各支所へ「受給事由消滅届」を提出してください。

転出予定日の翌日から15日以内に、転入先で「認定請求」の手続きをしてください。

※転入手続きだけでは、手当は支給されません。

【問い合わせ先】 子育て支援課	☎24-5718
長浜支所	☎52-1113
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111



引っ越しの準備はお済みですか

水道課での手続き

水道の使用開始・中止の手続き

引っ越しなどで上下水道の使用を開始・中止する場合、3月・4月は混み合いますので、1週間前には水道課まで申し込みしていただきますようお願いいたします。

なお、使用を中止した後の料金は、2～3カ月遅れての請求となりますので、よろしくお願ひします。

上下水道料金の支払いは便利な口座振替で

仕事などにより、金融機関や窓口での毎月の支払いが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、取り引きのある市指定の金融機関で行うようにお願いします。

【問い合わせ先】 水道課 ☎24-3753

～知っていますか漏水の確認方法～

水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（写真参照）が回っていれば、漏水の可能性がります。

漏水を発見したら、早急に市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。

市指定の給水装置工事業者の紹介をご希望の人は、水道課までお気軽にお問い合わせください。

また、市公式ホームページでも確認することができます。



パイロット



社会福祉課での手続き

障がい福祉関係

障害福祉サービス受給資格証を持っている人は、転出前に社会福祉課へお返しください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更をしてください。

また、次の受給者についても同様に、転入先の福祉事務所などで所定の手続きを行ってください。

- ▽特別児童扶養手当受給者
- ▽特別障害者手当受給者
- ▽障害児福祉手当受給者
- ▽福祉手当受給者
- ▽心身障害者扶養共済加入者
- ▽自立支援医療費
(精神通院、更生医療、育成医療受給者)

【問い合わせ先】 社会福祉課 ☎24-1758
 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2311
 河辺支所 ☎39-2111

教育総務課での手続き

小中学校の転校手続き

住民異動手続きが済み次第、教育総務課にご相談ください。

市外の小中学校に転校する場合、「在学証明書」などの書類を転入先の学校に提出してください。

【問い合わせ先】 教育総務課 ☎24-1733

農業などに関する国・県などの補助事業を活用しませんか ～担い手支援と鳥獣被害対策、新築木造住宅などの補助について～

鳥獣被害対策（防除）

鳥獣被害防止総合対策事業

ワイヤーメッシュ柵などを地域ぐるみで整備する場合、必要となる資材の補助

【補助率】 100% ※原則、地元負担はありません。

【要件】 次の要件を満たすこと

- ▽国が定める費用対効果要件を達成
- ▽おおむね1ha以上の農地を一体として柵を設置
- ▽柵の設置作業・管理は地元で行う
- ▽受益農家が3戸以上ある

【要件を満たさない例】

柵を設置する範囲内に耕作放棄地が多く見られるなど

鳥獣害防止施設整備事業

電気柵またはワイヤーメッシュ柵の整備を希望する個人へ、現物支給での補助

【注意事項】

- ▽個人で市販の資材を購入した場合は対象外
- ▽補助を希望する場合は、愛媛たいき農業協同組合に申請

【締め切り】 4月中旬ごろ

鳥獣被害対策（捕獲）

有害鳥獣捕獲檻購入補助事業

市が捕獲檻（箱わな）の購入費用の一部を補助

【対象者】

- ▽市内に住所を有し、現に居住している人
- ▽わな猟免許を所持している人

【補助金額】 購入価格の1/3以内(2万5,000円上限)

狩猟免許取得費等補助金

【対象者】

- ▽市内に住所を有する人
- ▽大洲喜多猟友会、川上猟友会に入会している人
または入会予定の人

【対象経費】

- ▽狩猟免許初心者講習受講料
- ▽狩猟免許受験料

【補助金額】 対象経費を合計した額

担い手育成対策

認定農業者経営発展支援事業

認定農業者が経営発展に必要な機械などを導入する場合などに、要件を満たせば対象費用の1/4～1/2（標準事業費3,264千円）を補助

【対象者】

集落における営農計画書の中心的役割を担うとともに、経営状況のチェックを行い、経営発展に取り組む認定農業者

農山漁村地域担い手等支援事業

農林漁業の担い手の新たな取り組みや計画性のある事業展開に対して、必要な機械・施設などを導入・整備する場合（30万円以上）などに、要件を満たせば対象費用の1/3以内（100万円上限）を補助

【対象者】

市内に住所を有する農林漁業の担い手などで、認定農業者および認定基準に準じる人など

農業次世代人材投資資金（経営開始型）

※旧青年就農給付金

【給付金】 年額最大150万円（最長5年間）

【要件】

- ▽独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満
- ▽親元就農の場合、5年以内に経営を継承する、または親の経営から独立した経営を行う
- ▽生活費を支給する国のほかの事業を重複受給しない など

※上記以外にもさまざま要件があります。

6次産業化推進

6次産業化等推進モデル事業

新たに6次産業化に取り組むために必要な機械・施設などの導入・整備や商品開発に係る経費などについて、要件を満たせば対象費用の2/3以内（100万円上限）を補助

【対象者】

市内に住所を有する農林水産業者および市内で主たる活動を行う農林水産業者など



市産材利用促進

もり 森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金

南予で生産された木材または製材品を使用した在来工法による木造住宅を建築し、または購入する場合、住宅建築（購入）費用の一部を補助

【対象者】

大洲市内に自ら居住するために住宅を建築または購入する人

【補助要件】

▽南予産材を主要部材の材積の60%以上使用する

▽延べ床面積が50㎡以上

【補助金額】

▽材積1㎡当たり1万円を乗じた額（30万円上限）

▽大洲市の分譲地を新たに購入し、新築する場合は材積1㎡当たり1万5,000円を乗じた額（50万円上限）

中山間地域直接支払事業

中山間地域では、過疎化や高齢化、また平地と比べて農業生産条件が不利であることから、中山間地域が持つ多面的機能が低下しています。耕作放棄の発生を防ぎながら、農業生産活動などを継続し、多面的機能を維持していくためにこの事業を実施しています。

【対象者】 集落単位で協定を締結し、5年間以上継続して農業生産活動などを行う農業者など

【対象農用地・交付単価】

(1) 農業振興地域整備計画に該当する農用地で、耕作放棄されていないこと

(2) 1ha以上のまとまりがあること（共同活動があれば飛び地も含める）

(3) 次の傾斜があること

対象農用地	条 件	単価区分	10a当たり交付単価（円）	
			田	畑
急傾斜	田 1/20以上	体制整備単価（満額）	21,000	11,500
	畑 15度以上	基礎単価（8割）	16,800	9,200
緩傾斜	田 1/100以上1/20未満	体制整備単価（満額）	8,000	3,500
	畑 8度以上15度未満	基礎単価（8割）	6,400	2,800

【集落協定に求められる活動内容】

▽基礎単価分

要 件	活動項目
農業生産活動など	集落が目指す将来像に向けた活動計画の作成、水路の泥上げ、農道周辺の草刈りなどの管理活動 など
多面的機能増進活動	周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け、協定農用地への柵、ネットなどの設置 など

▽体制整備単価分

基礎単価分の要件に加え、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、集団的で持続可能なサポート体制の整備など、より前向きな活動を選択して取り組みます。

この他にも、経営体育成支援事業（金融機関から融資を受けて農業用機械などを購入する場合に、30%を補助）、担い手への融資支援事業（貸付当初の5年間を実質無利子にする事業など）、農地中間管理事業（農地中間管理機構を通じて、担い手への貸付契約により協力金が得られる事業）などがあります。

農林漁業関係の補助・助成について、対象となるかどうかなど、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 ☎24-1727 長浜支所地域振興課 ☎52-1112
 脇川支所地域振興課 ☎34-2311 河辺支所地域振興課 ☎39-2114